

幼児教育・保育の無償化について

1. 幼稚園の無償化の内容（いずれも2019年10月開始）

(1) 保育料 ⇒ 無償化される。

【対象】3歳児から5歳児までの児童

・給食費や各園で徴収する実費徴収費用は無償化の対象外。

【手続】新たな手続は不要。

(2) 預かり保育料 ⇒ 保育の必要性があると認定を受けた場合は、請求により給付が受けられるようになる。

【対象】共働き世帯など、保育の必要な3歳児から5歳児までの児童

・利用日数に応じて、給付額を算定。

（450円×利用日数で計算し、実際の預かり保育料と比較して少ない方の額を支給）

・月額11,300円を上限とします。

【手続】預かり保育について無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定が必要となることから、認定申請書（新2号）の提出が必要。

<保育の必要性認定事由>

保育事由	就労（月48時間以上）、介護・看護、就学等、妊娠・出産、疾病・障がい、災害復旧、求職活動、虐待等、育児休業取得中の継続利用
------	---

2. 無償化の実施に伴う食材料費（給食費）の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

食材料費（給食費）については、保護者に御負担いただくことを基本的な考え方とする。

(2) 徴収免除対象者

①所得階層が第1階層、第2階層、第3階層世帯の子ども

②所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

（子どもの数え方は従来の「子ども数え方」と同様。第4階層は小学3年生までをカウント）

(3) 免除対象は副食分とし、免除対象者からは主食分のみを徴収。（各園）

(4) 免除対象者以外は従来どおりの給食費を徴収。

(5) 免除する副食費分は 学校給食費負担金（8月補正で計上予定）として学校給食調理場へ支払う。

副食費免除対象者

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	第1子	第2子	第3子以降	
第2	第1階層を除き、前年度分（9月以降は当年度分）の市民税が非課税又は均等割のみを納付している世帯	ひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
		その他	第1子	第2子	第3子以降
第3	所得割の額が77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
		その他	第1子	第2子	第3子以降
第4	所得割の額が77,101円以上の世帯	第1子	第2子	第3子以降	

☆ ・・・副食費免除対象者です。（主食費のみ徴収）

☆第4階層の第1子、第2子については従来どおり給食費を全額徴収。

☆副食費免除対象者の給食費（主食費）及び第4階層の第2子の給食費については、瀬戸内市立幼稚園給食費補助金を交付する予定。